

Tokyobay Seabass Challenge-R 2010 公式ルール

第 1 章 総則

第 1 条

本会が開催する大会の参加者は、トーナメンターとしての誇りを持ち、スポーツマンシップに則り、公平に競技を行うこと。

第 2 条

社会的秩序を守り、開催される海および大会の規則に従い、安全を心掛けること。

第 3 条

トーナメント中の事故、傷害、盗難等については参加者個人の責任とし主催者およびスポンサー、大会会場場所に対して、一切の責任を問わないものとする。

第 4 条

この競技規定は、必要に応じて実行委員会の審議を得て、変更することが出来る。

第 5 条 違反の決済と審議

1. 競技規定、審査規定に違反した参加者に対する体裁の裁決は実行委員会の判断にゆだねる。
2. 実行委員長は、本規約にない事項、違反に対して、3人以上の実行委員会役員を招集して審議会を開き、意見を聞くことが出来る。

第 6 条 出場資格

1. 年齢が 15 歳以上の男女（未成年者は保護者の同伴または同意書を必要とする。）
2. 選手登録を完了し、参加費を支払った者。
3. ボートでの参加に限る。
4. トーナメント参加に必要な書類等を提出し、規定を満たしている者。
5. 体調不良および素行不良、ボートの安全性等に問題がある場合は出場を認めない。
6. キャプテンと選手が重複する場合、選手登録を優先する。

第 2 章 競技規定

第 7 条 大会エリア

1. 野島堤防灯台～中ノ瀬 A ブイ～中ノ瀬 D ブイ～風の塔～旧江戸川中心点を結んだ東京・神奈川側とする。
2. 大井埠頭、青海埠頭は釣り禁止とする。

また上記以外の「港長公示」により船舶立ち入りおよび航行禁止エリアにおいて釣りおよび立ち入りをする場合は自己の責任においてその全てを船長の判断に任せます。但し、事故およびその他のトラブルに関して大会運営者および他の参加者は一切の責任を負わないものとする。また、禁止エリア内での事故については大会側で用意した保険についても適応外となるおそれがありますので十分注意してください。

第 8 条 先行者の優先権

1. 先行者の許しを得ない限り、その釣りをしているボートの半径 50 メートル以内に近づかないこととし、流している先への進入も禁止する。
2. 釣りをしているとは、キャストイングをしている、エレキを下ろしている、アンカーを下ろしている状態をいう。

第 9 条 自然保護

1. トーナメントエリア内に、釣り場の造成、破壊をしてはならない。

2. キャッチした魚を生きたままリリースできるように努め虐待しないこと。

第 10 条釣法

1. 生餌、コマセ（寄せ餌）を使用してはならない。
2. 魚を故意に引っ掛けてはならない。

第 11 条タックル

1. ロッドおよびライン、リールの制限はない。
2. ルアーのフックは全てバーブレスとする。
3. 1人 3 尾までの魚を生かしておくための容器を必ず用意すること。

第 12 条ボート

1. ボートには選手、キャプテン以外の者を乗船させてはならない。
(大会主催者が認めた取材者は除く)
2. トーナメントで使用する全ての船は実行委員会に対し船舶検査書および海技免許を提示しなければならない。
3. 使用する船には、法廷備品一式を備え、船舶保険に加入し対人・対物・搭乗者保険を必要とする。
4. 船体の破損防止のため1船につき2個以上のフェンダーを用意すること。
5. 係船の為に必要なロープを2本以上用意すること。(10mm 以上の太さを持ち、10m 以上の長さを備えたもの)

第 13 条操船及びポイント

1. 安全な航行、停泊を行うこと。
2. 釣り人の近くを通過するときはアイドリング航行とし、引き波に注意しなければならない。
3. スタート順は抽選とし、前走艇と安全が確保できる間隔をおいてのスタートとする。
4. 暗渠の中に入り込んでの釣りは禁止
*暗渠とは、岸壁等に横穴式にあいている穴のことを言う。
5. スタート直後やその他の安全性を重視し、運河内または狭い水路は原則として20ノット以下のスピード制限を設ける。
*危険回避行動中は除く
*運河内の規定 横浜港内全域からベイブリッジ、つばさ橋、扇島 東扇島間の狭水路出口まで、川崎航路（大師運河出口）の航路ブイの各ポイントの内側全てを運河内とする。
*東京港内は各水門の出口まで内側全てを運河、水路内とする。

第 14 条ライフジャケットの着用

1. 選手およびキャプテンはライフジャケットを着用のこと。
万一着用が認められない場合はその参加チームは失格とする。

第 15 条大会の中止

1. 荒天の場合、実行委員長は大会の中止、またはルールやエリアの変更を決定する事が出来る。
2. 大会の中止は受付開始1時間前までに決定し、実行委員会より携帯メールを通じて発表する。
3. 競技開始後に天候が急変し、大会中止指令が出された場合は、速やかに大会本部に帰着するか、安全な航行が不可能な場合は安全な場所に避難すること。その場合も安否を実行委員会に連絡すること。
4. 大会開始後の天候の急変による大会の中止は、その大会も無効とする。
5. 事故等が発生した場合、実行委員の判断により大会を中止することができる。
* 補足：いずれの場合においても中止の際は大会参加費の返還はないものとする。大会参加費の一部（経費）を除き、年間終了後、稚魚放流基金とする。

第 16 条細則

1. 又長規定に満たない魚のキープをしてはならない。
2. 競技中の飲酒を禁止する。
3. 競技中は大会本部となる場所以外の上陸を原則（トイレ、給油、事故時以外）禁止する。
4. 開会式、閉会式を欠席した選手の成績は除外される。

5. デッドフィッシュを放置してはならない。
6. 参加者は各自ウェインバック等を用意すること。
7. キャプテン登録単体での参加者は、釣りをしてはならない。
8. フィッシングエリアは随時発表するが、そのエリアに問題が生じた場合など、実行委員会の審議により禁止エリアの追加を決定し発表する。
9. 取材などの対応については、年間総合順位などを参考に実行委員会が公平に割り当てし、選手はその取材が受けられない理由がない限り、対応しなければならない。
10. 濃霧や雨天時または、行き帰りの暗い時間に航行する際、自船の存在を他船に目立たせるため回転灯等の設置または常備携帯を推奨します。
11. 救助を要するトラブルがあった場合は実行委員会に連絡すること。

第3章 審査規定

第17条規定尾数と体長規定

1. トーナメントは生魚3尾以内の又長の合計とする。
2. 又長の制限は40cm以上。

第18条検量

1. 死魚は検量対象外魚とする。
2. エラは動かしているが、横に傾たり腹を上に見せている魚は*一定の基準により検量対象外魚（以下「検外魚」）として検量しないものとする。
*一定の基準：判定生簀に魚を放し30秒以上横に傾たり腹を上に見せている魚は一時「仮検外魚」と仮判定し、検量後リリース時に蘇生行動はせず静止固定し30秒以内に自力で泳ぎだしたものはOKとし、30秒以上固定しても自力で泳ぎださないものは「検外魚」と判定とする。
3. 判定生簀に検量対象魚を入れたら選手は検量対象魚に対して一切手を触れる事は出来ない。*1
4. 検量に持ち込む際は必ず1人3匹までとし、それ以上を持ち込んだ場合は失格とする。また、1人分以上を同じ入れ物に入れて持ち込んだ場合は各自の魚に分け終わるまで検量しないこととする。
5. 検量時に持ち込んだ魚が検外魚と判定されても、その後の入れ替えは一切出来ないこととする。

第19条失格およびペナルティー

1. 受付時間に遅れた場合最大遅延15分までを限度に合計又長より15cm マイナスとする。
2. 帰着時間に遅れた場合は失格とする。
3. 開会式および閉会式に参加していない者は失格（0ポイント）とする。
4. 規則違反は失格とする。
5. 救助活動など、やむを得ない規則違反についてはそれを免除する。
6. ライフジャケットの着用義務違反は失格とする。
7. 緊急連絡および、定時連絡の義務を怠った場合は失格とする。
8. その他、エリア違反や不正魚の持ち込み等の重大な違反が発覚した場合は本年度の成績全て無効とし、それまでに獲得した賞金および賞品は全て返還しなければならない。
9. デッドスローエリアを守らなかった船は各選手の最大魚1匹を失格として2匹の合計を記録とする。*1

第4章 表彰規定

第20条表彰

1. 各大会の選手個人成績が上位3位までに賞金および賞品が授与される。
2. 同又長の場合、1匹の最大又長が長い者を上位とする。
3. 合計又長および最大又長ともに同じ場合はゼッケンの若いもの（2009年は申し込みの早い順）を上位とする。
4. シリーズチャンピオンに賞金および賞品を授与する。

第21 条各大会の賞金と算定

1. 優勝賞金 ¥30,000
2. 2位賞金 ¥20,000
3. 3位賞金 ¥10,000
4. シリーズ優勝賞金 (¥500 ×年間の総出場者数)

第 22 条得点の算定

1. 各大会の獲得得点は順位を下記の換算方法で得点に換算する。
2. 16 位以降は参加点として 3 匹ウェインしたものは 5 P、3 匹ウェインできなかったものは 1 Pとする。

・1 位 100pt・2 位 80pt・3 位 75pt・4 位 70pt・5 位 65pt・6 位 60pt・7 位 55pt
・8 位 50pt・9 位 45pt・10 位 40pt・11 位 35pt・12 位 30pt・13 位 25pt・
14 位 20pt・15 位 15pt

例外ポイント: 他参加艇のトラブル等の救助作業を大会本部より依頼されその活動を行い、大会をその時点で放棄しなければならなかったものは順位に関係なく50ポイントを与えられる。

救助作業後大会に再参加できた場合は順位ポイントに 20 ポイントを加算される。

(例外ポイントは年間ランキングのポイントに加算されます。当日のランキングには反映されません)

第 23 条年間ランク上位規定

1. 全 5 戦の合計ポイントで年間ランキングを決定する。
2. 獲得点数が同じ場合は、年間の合計又長が長い者を上位とする。
3. 獲得点及び年間合計又長が同じ者はゼッケンの若い者を上位とする。

第 24 条その他

このルールは 2010 年1月1日から 2010 年 12 月 31 日まで有効とする。

*1=2010 年追加ルール